

平成28年9月定例会の結果（9月8日～10月12日 会期35日間）

- 1 市長提出議案 2 議員提出議案 3 議員提出議案資料 4 その他(手続き)

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党(自由民主党静岡市議会議員団)
	志政会(志政会)
	公明党(公明党静岡市議会)
	共産党(日本共産党静岡市議会議員団)
	維新(日本維新の会静岡市議会議員団)
	山と町(「山と町」安全の会)
	緑の党(緑の党 Greens Japan)

○は賛成、×は反対

1 市長提出議案

(1) 9月8日提出、10月12日議決【決算議案】(18件)

認定番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
1	平成27年度静岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	×
2	平成27年度静岡市電気事業経営記念基金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
3	平成27年度静岡市土地区画整理清算金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
4	平成27年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
5	平成27年度静岡市公債管理事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○

6	平成27年度静岡市競輪事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
7	平成27年度静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
8	平成27年度静岡市簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
9	平成27年度静岡市農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
10	平成27年度静岡市清掃工場発電事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
11	平成27年度静岡市駐車場事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
12	平成27年度静岡市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	○
13	平成27年度静岡市介護保険サービス会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
14	平成27年度静岡市中央卸売市場事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
15	平成27年度静岡市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
16	平成27年度静岡市病院事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	○
17	平成27年度静岡市水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○
18	平成27年度静岡市下水道事業会計決算の認定について	認定	○	○	○	×	○	○	○

(2) 9月8日提出、10月12日議決【補正・その他議案】(15件)

議案番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
203	平成28年度静岡市一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	×
204	平成28年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
205	平成28年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
206	平成28年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
207	平成28年度静岡市水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
208	静岡市税条例等の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
209	静岡市女性会館条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
210	静岡市民生委員の定数に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
211	静岡市資源循環啓発施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	×	○	○	○
212	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
213	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
214	住居表示の実施のための区域の追加について	可決	○	○	○	○	○	○	○
215	字の区域の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
216	平成27年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○

217	平成27年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○
-----	---------------------------------	----	---	---	---	---	---	---	---

(3) 10月12日提出、同日議決【人事案件（諮問）】（1件）

諮問番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
4	人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○	○

2 議員提出議案

(1) 10月12日提出、同日議決（4件）

発議番号	議案名	結果	自民党	志政会	公明党	共産党	維新	山と町	緑の党
9	住宅を活用した宿泊サービスの提供に関する新法制定についての意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○
10	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○
11	国民健康保険の財政支援拡充策の確実な実施を求める意見書	否決	×	×	×	○	×	×	○
12	介護保険に関する意見書	否決	×	×	×	○	×	○	○

3 議員提出議案資料

●発議第9号 住宅を活用した宿泊サービスの提供に関する新法制定についての意見書

住宅を活用した宿泊サービスの提供に関する新法制定についての意見書

6月2日に閣議決定された規制改革実施計画において、住宅を活用した宿泊サービスの提供(以下「民泊」という。)を既存の旅館業法とは別の法制度(以下「新法」という。)として整備することが明記された。

既存宿泊事業者は、旅館業法に基づき公衆衛生や善良な風俗の保持に加えて、テロ対策への一環として宿泊者名簿の保管並びに外国人宿泊客のパスポートの提示など、さらには建築基準法、消防法、食品衛生法などの関連法による規制のもとで、宿泊客及び利用者の安心・安全の確保に努めているところである。

しかし、新法に基づく民泊施設は、旅館業法以外の「適切な規制」及び一般住宅並みの法規制のもとでの宿泊業務の営業が想定されており、運用によっては宿泊客の安心・安全に重大な障害をもたらす、騒音やごみの投棄などをめぐり地域住民の住環境を損なう事態も予想されるほか、テロや違法薬物の使用等の重大な犯罪の発生、感染症の蔓延、火災への初期対応の不備など、多くの深刻な課題を内包している。

また、新法の規定によっては、既存宿泊施設と民泊施設の間に公正な競争条件が保たれなくなり、地域における経済活動や雇用の場の混乱・疲弊を招きかねない。

地域においては、安心・安全や共存と共栄のため、それぞれの地域の実情に則したルールを地域住民と地方自治体が構築しており、民泊についても、地域住民のニーズや実態を踏まえ、地方自治体らがその運用について大きな部分で主体的にかかわっていくべき問題と考える。

よって国においては、新法の制定に当たって、次の事項に留意されるよう、強く要望する。

記

- 1 宿泊者の安心・安全の確保、近隣住民の住環境の保全、感染症対策、犯罪やテロ等の未然防止等を大前提とし、仲介業者等に対する適切な規制、既存の宿泊業者との公正な競争の確保策を組み入れた法制度とすること
- 2 地方自治体の民泊施設の家主・民泊施設管理者・仲介業者等に対する検査、指導監督権限等を明確に規定すること
- 3 地域の実情に応じた民泊の年間提供日数の設定や衛生管理措置、外部不経済への対応措置などへの調査、指導、改善命令、業務停止、不正行為への罰則等について、条例等で規定の整備が可能となるよう、地方自治体の関与について、明確に規定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣(規制改革)、国家公安委員会委員長 宛]

●発議第 10 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具やバリアフリーなどの住宅改修は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎおくらせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、高齢者の社会生活の維持につながっている。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制されれば重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって政府におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

[提出先: 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛]

●発議第 11 号 国民健康保険の財政支援拡充策の確実な実施を求める意見書

国民健康保険の財政支援拡充策の確実な実施を求める意見書

国民皆保険制度として始まった国民健康保険制度が、50 余年を経過し都道府県単位化へ、大きな転換期を迎えている。加入世帯は、年金生活者、給与所得者など、低所得世帯が多くを占め、国保会計への抜本的な支援策が求められている。

しかし、全国の国保の実質的赤字は 3500 億円以上にもなり、自治体の国保財政は厳しい状況に置かれている。都道府県単位化に向け、将来にわたり持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の軽減に向け、国の定率負担の引き上げ等様々な財政支援の方策により、今後の財政基盤の安定化を図ることが求められている。

国保への財政支援は、平成 27 年度から 1700 億円の公費投入で保険者支援制度が拡充され、さらに平成 29 年度から 1700 億円が追加され、総額 3400 億円の財政支援策が決定している。消費税 10%への引き上げ再延期に関わらず、実施すべきである。全国知事会は「社会保障の充実の費用について、地方に負担転嫁する制度改正があってはならない」と提言しているように、国の財政事情により、支援の規模縮小や別の分野への充当は避けなければならない。

よって政府に対し、国民健康保険の財政支援拡充策の確実な実施をされるよう、強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

[提出先: 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛]

●発議第 12 号 介護保険に関する意見書

介護保険に関する意見書

2015 年の介護制度改定では、①要支援 1、2 のホームヘルプサービスとデイサービスは保険から除外し市町村事業へ ②特養ホーム入所は要介護 1、2 を原則除外 ③所得が一定額（160 万円）以上ある人の利用料は 2 割負担 ④非課税世帯でも預貯金が一定額あれば介護保険施設の食費・部屋代補助は打ち切りが実施されている。

これらと併せて実施された介護報酬の改定では実質 4.48% の引き下げとなった。この影響で事業運営が困難となり、倒産・閉鎖に追い込まれた事業所も少なくない。

2015 年 6 月閣議決定された「骨太の方針 2015」では、社会保障費の自然増を 9 千億～1 兆 5 千億円も削減することを目安にし、この中で要介護 1、2 のサービス見直し、市町村への移行を検討している。

さらに軽度の人々が利用している「生活援助」と福祉用具、住宅改修については、保険給付からも市町村事業からも除外し、原則自己負担（一部補助）にしている。

利用者の自己負担を 1 割から 2 割へ引き上げることも危惧されている。保険料は 3 年ごとの「見直し」で大幅に引き上げられ、加入者の負担は増すばかりである。このままでは介護保険制度そのものの形骸化につながらざるを得ない。

よって国におかれては、要介護 1、2 の介護保険からの除外は行わないこと及び利用者の負担増を行うことのないよう強く要望する。

以上地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 宛〕

4 その他(手続き)

(1) 手続き(9月8日決定)

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣先 市内葵区(静岡庁舎本館3階第3委員会室) 派遣目的 平成28年度第2回議員研修会(議会事務局調査法制課主催)のため 派遣期日 平成28年9月9日(金) 派遣議員 全議員

(2) 手続き(10月12日決定)

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣先 市内葵区(グランディエール ブケトーカイ) 派遣目的 2016ROUTE日本海-太平洋シンポジウム出席のため 派遣期日 平成28年10月28日(金) 派遣議員 高規格道路整備促進静岡藤枝地域議員連盟会員
	決定	派遣先 全国都市会館3階 第2会議室 派遣目的 税財政関係特別委員長会議出席のため 派遣期日 平成28年10月31日(月) 派遣議員 亀澤敏之